

自転車社会の環境改善を目指して No.53

# 自転車活用推進法の成立で 何が変わるのか

文 事務局長

内海 潤

自転車活用推進研究会 事務局: 〒 141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4 階 TEL 090-5301-3207 FAX 03-6409-6803 URL http://www.cyclists.jp/



### カジノ法案の影に隠れて

2016年12月9日(金)13:04、参議院本会議において自転車活用推進法案が可決されて成立した。一緒に審議されたカジノ法案に耳目が集まる中、どさくさに紛れて成立したようにも見えるが、念入りな根回しが功を奏して、与党はもちろん野党各党までもが全て賛成して通過したためニュースにすらならなかった。関係者一同ホッと胸をなでおろしたものの、なんだか肩透かしを食らったようで質疑応答くらいやってもらいたかったというのが本音である。

ともあれ構想から16年、超党派の 国会議員で構成する自転車活用推進 議員連盟内に自転車活用プロジェク トチームが結成されてから3年を経 て、議員立法形式で成立させること ができた。ご尽力いただいた先生方 には、この場を借りて改めてお礼を 申し上げたい。さて、自転車活用推 進法とは、どういう法律なのか。何 が書かれていて自転車の扱いはどう 変わるのか。一緒に見て行くとしよう。

#### 国レベルで自転車活用を推進する

そもそも日本には自転車という名前の付いた法律が3つあった。古い順に競輪に関する自転車競技法(1948)、自転車道のネットワークを整備するための自転車道整備法(1970)、そして駐輪場法とも呼ばれる旧自転車

法(1981)である。いずれも課題に対して具体的な対処を示した各論であり、あくまで個別法の域を超えず総論を語る理念法と呼べる物は存在しなかった。これが成立前の出発点だ。

一方で2013年11月、難産の末に 交通政策基本法が成立したが、これ は少子高齢化の時代に求められる交 通政策全体を俯瞰する理念法であり、 社会資本整備重点計画法と共に国の あり方を再設計するために作られた のだが、この法に基づいて既に国は 交通政策基本計画を作成した。この 計画には自転車活用についても書か れているが、肝心の自転車の利活用 について理念をまとめた法律がなく、 早急に法案を作らなければという声 が挙がった事も背景にあった。議連 と協力して2013年12月には提言を 提出し法案の骨子を固めていったの だが、自他共に認める自転車大好き な谷垣禎一会長を筆頭に自転車好き の先生方が党派を超えて協力する姿 には感動すら覚えた。

この法律には国が自転車活用推進 計画を作成して国会で報告すること と書いてある。欧米の各自転車先進 国には国レベルの自転車活用推進計 画が作成されているが、ようやく日本 も追いつくことができそうだ。これま で自転車は迷惑な存在でしかなく、街 の景観を汚し、通路をふさぎ、歩道を 暴走して歩行者を脅かす悪者だった はずだが、初めて国が自転車は国民に とってメリットの大きい乗り物だと定 義した。これまで私はテレビなどで 自転車を正しく普及させるには、3点 が欠かせないと訴えてきた。1)イン フラの整備、2)教育・広報、3)取り 締まりなのだが、これらが法の成立で 一気に進むと期待したい。では、条文 にある「公共の利益の増進に資する」 とは一体何を意味するのだろうか?

# これから各担当省庁が 作文をする

法律成立を報告する会が昨年12月 16日に参議院会館で催され、各省庁 からも関係者が多数参加した。国交 省内に自転車活用推進本部を置き、国 交大臣が担当大臣に就くこととなった が、自転車が関係する役所は国交省 だけではない。もちろん国交省はシェ アサイクルなどの拡充を狙うが、例え ば、厚労省は運動する人が増えれば 医療費の削減ができると考えるだろ う。経産省では自転車の安全基準を 国として設ける事で粗悪な自転車を 統制できると考えるに違いない。かつ ては国産の自転車が産業を牽引して いた時代もあった訳だから夢よ再び、 と思うかもしれない。文科省が自転車 を教材として生活リスク全般につい て教えられるようしても不思議ではな い。現に欧米では社会に出るための 訓練として、子ども達に自転車の楽し さだけでなく、家庭と地域と学校が力 を合わせて義務と責任を学ばせてい る。免許がなくても乗れるという事は、

ある意味チャンスである。大人にな る前に社会で期待される振る舞いが 出来るよう教育するためのツールとし て自転車を最大限活用しているのだ。 これから日本でも教育カリキュラムに 自転車が組み込まれる可能性は高い。 環境省はゼロエミッション自動車だ けでなく、自転車利用者が増える事で 温室効果ガスを削減できると考える はずだ。観光庁は昨年2,000万人を 超えた外国人観光客を4,000万人に する計画の中で自転車を観光の足と して使ってもらえるよう国交省と組ん でシェアサイクルなどの拡充を考える に違いない。法の成立をきっかけとし て各省庁が予算化のための作文を始 める。自転車が全ての課題に効く万 能解だなどと言うつもりは毛頭ないが、 公共の利益の増進に資する部分は大 きい。基本方針の中で各省庁が携わ る内容を明文化したのは、それぞれが 持ち場で活動しやすくするためである。

## チャンスに乗り遅れるな

今年の夏前に法が施行されるのに 合わせて、自転車活用推進本部で計 画作成に着手することとなるが、県や 市区町村など、それぞれの自治体は独 自の活用推進計画を準備しておきた いものだ。施行初年度はご祝儀相場 になることが多いので、国に対して提 案して欲しい。道路などインフラ系は 計画から着工まで年単位の時間がか かるので、とにかく早めの仕掛けが必 要だ。2020年には東京五輪がやって くる。今回、成立を急いだ理由のひと つは東京五輪が視野にあったからだ。 二重の神風が吹くことになる。50年 前の東京五輪では新幹線や首都高速 道路ができた。青山通りは聖火ラン ナーが走るので道路幅が2倍の40m になった。国家百年の計と言うが、税 収も厳しい中でビッグチャンスは滅多 に巡ってこない。せっかくのチャンス なのだから、他の自治体の動きを見て からなどと言っていると後塵を拝すこ とになる。ぜひ、自転車の活用推進計 画を前倒しで準備していただきたい。

# 5月を自転車月間、 5月5日は自転車の日に

旧自転車法の施行を記念して業界 では5月を自転車月間、5月5日を自 転車の日としてイベントやキャンペー ンを実施して来たが、法が追認する格 好になった。風薫る五月は自転車で 走るには最高の季節であり、従来から 数多くのイベントが開催される月なの で、ますます盛り上げたい。そのため にも各団体が行ってきたイベントの予 算を増やし、きちんと広報して認知度 を上げていかないと勿体ない。こと さらに予算をかければ良いというもの でもないが、現状は手弁当に毛が生え たくらいしか予算がないので、ほとん どの人が存在すら知らない。国とし て推進していくと腹を括ったのだから 出来るはずだ。やはり接点がなけれ ば知りようがないし、周りに詳しい人 がいなければパイは増えていかない。 東日本大震災のあと、自転車人口は飛 躍的に増えたが、最近は一段落してい る気がしている。日本では子どもの うちに自転車に乗れるようにするので、

自転車に乗れる人が多いが、お隣の韓 国は価値観が異なり自転車に乗れな い人が多い。この差は大きい。例えば、 シェアサイクルひとつ取っても日本で は公共の利益の増進に資するポテン シャルがあるが、韓国では無駄な投資 になってしまう危険性が高いのだ。イ ベントなどを通して素晴らしい自転車 に触れる機会を増やし、興味を持って くれる人を増やしたい。

#### これまでとこれから

お世話になった自転車活用推進 議員連盟の谷垣禎一会長は昨年、自 転車事故で負った怪我の治療で入院 して連日ハードなリハビリを続けて いると聞く。同じく議連の前事務局 長で元参議院議員の岩城光英前法務 大臣は昨年夏の参議院選挙で落選し て捲土重来を目指し充電中。議連プ ロジェクトチーム座長だった小泉昭 男先生は議員定年で選挙に出馬せず、 毎月1,000km以上も自転車で走り 回る日々だ。谷垣先生には一日も早 く快復して元気な姿で自転車に乗っ てもらいたいし、岩城先生には次の 選挙で返り咲いてほしい。小泉先生 は自活研の顧問に就任してくださっ たので、これから様々な相談に乗っ てもらうつもりだ。法は成立したが、 スタートラインに立ったというだけ で本番はこれからである。

かつては放置対策ばかり議論して 来た自転車を有効活用する方向へ大 きく舵を切ったという事実は、歴史的 に見ても政策の転換期に来ているの は間違いない。若くて元気な人が多 かった50年前と比べ、少子高齢化で 体力も自信も失った現代日本を東京 五輪きっかけに自転車で生き生きと させることは可能だろうか? まさに これからの数年間が勝負になる。ひ とつでも多くのレガシーは遺したいが、 いたずらに時間を浪費して悔いばか り残さないよう気を引き締めたい。PP





岩城光英前法務大臣もお祝 いに駆けつけてくれた